

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称 株式会社 マキ水道設備
住所 寝屋川市池田北町24-1-1408
フリガナ シギハラ
代表者氏名 代表取締役 嶋原 まき
電話番号 072-396-3530
FAX番号 072-396-3502
メールアドレス makisuidou@iris.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 マキ水道設備

住 所 寝屋川市池田北町24-1-1408

代表者氏名 代表取締役 鳴原 まき



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 シギハラ 鳴原 まき	
役員 取締役 シゲトミ カズオ 繁富 和夫	
事業の範囲	給排水、衛生、冷暖房工事の設計、施工及請負 土木、管工事の設計、施工及請負 住宅、店舗の増改築の設計、施工及請負
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 マキ水道設備
上記事業所の所在地	郵便番号 573-0071 住所 枚方市茄子作1丁目2-22 電話番号 072-396-3530 F AX番号 072-396-3502 メールアドレス makisuidou@iris.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
マキ 和夫 マキ 和夫	173789

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金手リソ		5	
	パイプカッター		5	
	面刨器		5	
	パイプ切断器		2	
管の加工用の 機械器具	ヤドリ		3	
	パイプねじ切り器		2	
管の接合用の 機械器具	ト-4ランプ	TB-710	4	
	パイプレンチ	6~20A - 6~40A	2-3	
水圧テストポンプ	手動式テスト		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社マキ水道設備

住 所 寝屋川市池田北町24-1-1408

代表者氏名

代表取締役 嶋 原 ま き



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府寝屋川市池田北町24-1-1408
株式会社マキ水道設備

会社法人等番号	1200-01-152284		
商号	株式会社マキ水道設備		
本店	大阪府交野市私市五丁目1番4号	平成23年12月31日移転	
		平成24年 1月12日登記	
	大阪府寝屋川市池田北町24-1-1408	平成27年 5月21日移転	
		平成27年 5月21日登記	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成18年7月3日		
目的	1. 給排水、衛生、冷暖房工事の設計・施行及び請負 2. 土木、管工事の設計施工及び請負 3. 住宅、店舗の増改築の設計・施工及び請負 4. 前各号に付帯する一切の事業		
発行可能株式総数	1000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株		
株券を発行する旨の定め	当社は株券を発行する。		
資本金の額	金200万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認をうけなければならない 平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月21日登記		
役員に関する事項	取締役	鳴原まき	
			平成27年 5月 1日就任
			平成27年 5月21日登記
	取締役	繁富和夫	平成27年 5月 1日就任
			平成27年 5月21日登記

大阪府寝屋川市池田北町24-1-1408
株式会社マキ水道設備

	大阪府寝屋川市池田北町24番1-1408号 代表取締役 鳴原まき	平成27年 5月 1日就任 ----- 平成27年 5月21日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成18年 7月 3日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成31年 1月29日

大阪法務局枚方出張所
登記官

徳 永 貞 幸



定 款



株 式 会 社 マ キ 水 道 設 備

平成 18 年 6 月 1 日 作 成
平成 18 年 月 日 公証人認証
平成 18 年 月 日 会 社 設 立

平成 31 年 1 月 30 日

株式会社マキ水道設備

代表取締役 鳴 原 ま



原本と相違ありません。

株式会社マキ水道設備定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マキ水道設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水、衛生、冷暖房工事の設計・施工及び請負
2. 土木、管工事の設計施工及び請負
3. 住宅、店舗の増改築の設計・施工及び請負
4. 全各号に付帯する一切の事業

前

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府寝屋川市木屋町12番1号に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は1000株とする。

(株券)

第6条 当社は、株券を発行する。

2 当社の株券は、1株券、10株券、50株券及び100株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社所定の様式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 譲渡以外の事由による株券の取得である場合には、当社の請求によりその事由を証する書面及び株券を提出しなければならない

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または

表示の末梢についても、同様とする。

(株券の再発行)

- 第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。

(手数料)

- 第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 第1項ただし書き及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届けなければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株主総会

(召集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集し臨時総会は、その必要があるが場合に臨時にこれを召集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して召集通知を発するものとする。

(議長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

取締役会

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社に取締役会を設置する。

(監査役を設置)

第20条 当会社に監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数) 3名以上

第21条 当会社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期はその選任後5年以内、監査役の任期はその選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、社長がこれを召集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社は、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2 社長は、当会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第26条 社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(監査の範囲)

第27条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬及び退職慰労金)

第28条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は年1期とし、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

最終の

第30条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載されて株主又は質権者に対して、中間配当することができる。

(剰余金の配当等の排斥期間)

第32条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価格)

価格 200

第33条 当社の設立に際しては出資される財産の最低額は、金5万円とする。

(最初の事業年度)

第34条 当社の第1期の事業年度は、当社設立の日から平成19年6月30日までとする。

(発起人)

並びにその払込金額

第35条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

大阪府寝屋川市池田北町24番1号1408号

発起人 鳴原 まき
 普通株式 32株 金160万円
 番 号
 大阪府枚方市宮ノ下町1丁目16番地
 発起人 繁富 和夫
 普通株式 8株 金40万円

(法令の適用)



第36条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社マキ水道設備設立のため、本定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成18年6月1日

発起人 鳴原 まき 

発起人 繁富 和夫 

第2条中	1字削除 1字加入		
第9条中	2字削除 2字加入		
第16条中	4字加入 2字削除		
第21条中	4字加入		
第30条中	3字加入		
第33条中	4字削除 5字加入		
第35条中	5字削除 12字加入		



認証登簿 平成18年 第216号

井上勝は、本職の面前で囑託人全員の代理人として、
この定款の各自の記名押印を自認した。_____
よって、これを認証する。_____

但し、本定款の第2条中1字削除1字加入、第9条中2字削
除2字加入、第16条中2字削除4字加入、第21条中4字
加入、第30条中3字加入、第33条中4字削除5字加入、
第35条中5字削除12字加入がある。_____

平成18年6月27日 本職役場において。_____

大阪府枚方市大垣内町二丁目16番12号

(サクセスビル内)

大阪法務局所属

公証人 森川隆彦



臨時株主総会議事録

平成23年12月9日午前10時30分より、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある当会社株主総数	2名
議決権のある発行済株主総数	40株
総株主の議決権の数	40個
出席株主数(委任状による者を含む)	2名
この議決権のある持株総数	40株
この議決権の総数	40個

出席取締役
鳴原 まき (議長兼議事録作成者)
繁富 和夫
性田 清

出席監査役
繁富 さつき

以上のとおり総株主の議決権の過半数に相当する株式を有する株主が出席したので本会は適法に成立した。

よって取締役鳴原まきは議長席に着き開会を宣し、ただちに議事に入った。

議案 定款変更の件

議長は、業務の都合上、本店を大阪府交野市に移転したい事を述べ、その理由を説明し、定款第3条を次のとおり変更したき旨を述べ、その賛否を問うたところ満場異議なくこれを承認可決した。

(本店)

第3条 当社は、本店を大阪府交野市に置く。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。

閉会時刻は午前11時30分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成23年12月9日

株式会社マキ水道設備 臨時株主総会

議事録作成者 取締役 鳴原まき

取締役会議事録

平成27年4月10日午前10時30分当会社の本店において、取締役4名（総取締役数4名）出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき可決決定のうえ、午前11時30分に散会した。

出席取締役 嶋原 まき （議長）

 繁富 和夫

 性田 清

出席監査役 繁富 さつき

1. 議決事項

当会社の本店を下記へ移転すること。

本店移転先 大阪府寝屋川市池田北町24-1-1408号

移転時期は平成27年4月30日 とする。

上記の決議を明確にするため、この記事録をつくり、出席取締役及び監査役の全員がこれに記名押印する。

平成27年4月10日

株式会社 マキ水道設備

出席役員 嶋原 まき

同 繁富 和夫

同 性田 清

出席監査役 繁富 さつき

第2号議案 取締役の選任に関する件(年1回6月末決算)

議長は、(定款の規定により取締役全員が平成23年9月30日任期満了、監査役が平成23年9月30日任期満了している)取締役の選任の必要がある旨を述べ、その選任方法をはかったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認した。よって、議長は下記の者を指名し、その可否をはかったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり就任することに可決確定した。

取締役 鳴原 まき ・ 繁富 和夫

なお、被選任者は、席上、即時、その就任を承諾した。

第3号議案 代表取締役の選任に関する件

議長は、取締役役会設置会社の定めの廃止に伴い、代表取締役の選定の必要がある旨を述べ、その選定方法をはかったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は、下記の者をそれぞれ指名し、その可否をはかったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり可決確定した。

代表取締役 鳴原 まき

なお、被選任者は、席上、即時、その就任を承諾した。

第5号議案 本店変更の件

議長は、業務の都合上、本店を大阪府寝屋川市に移転する必要がある旨を説明し、定款第3条を次のとおり変更の上、下記のとおり移転した旨を議場にはかったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

(本店)

第3条 当社は、本店を大阪府寝屋川市に置く。

移転後の本店 大阪府寝屋川市池田北町24-1-1408

移転日 平成27年5月21日

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時30分閉会した。

以上の決議を明確にするため、議事録をつくり、出席取締役がこれに記名押印する。

平成27年5月1日

株式会社 マキ水道設備 臨時株主総会

議長・議事録製作者 取締役 鳴原 まき

第一七三七八九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

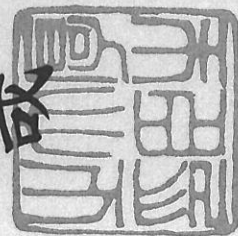
氏名 繁 富 和 夫

昭和三十一年六月二十四日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十五日

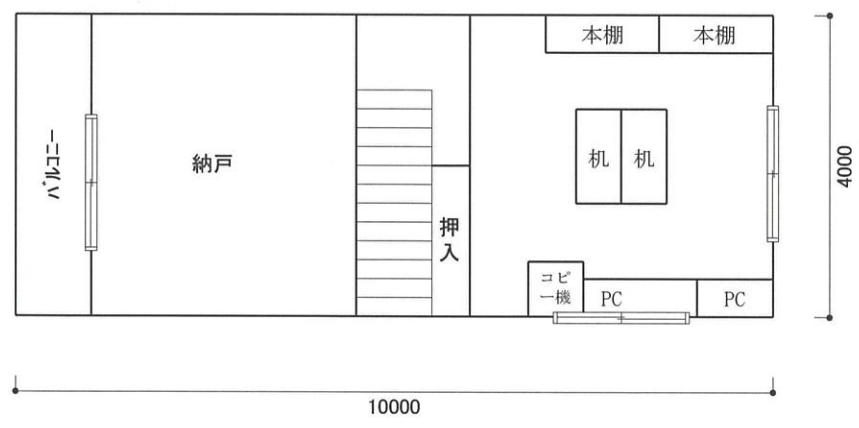
厚生大臣 丹羽 雄 哉



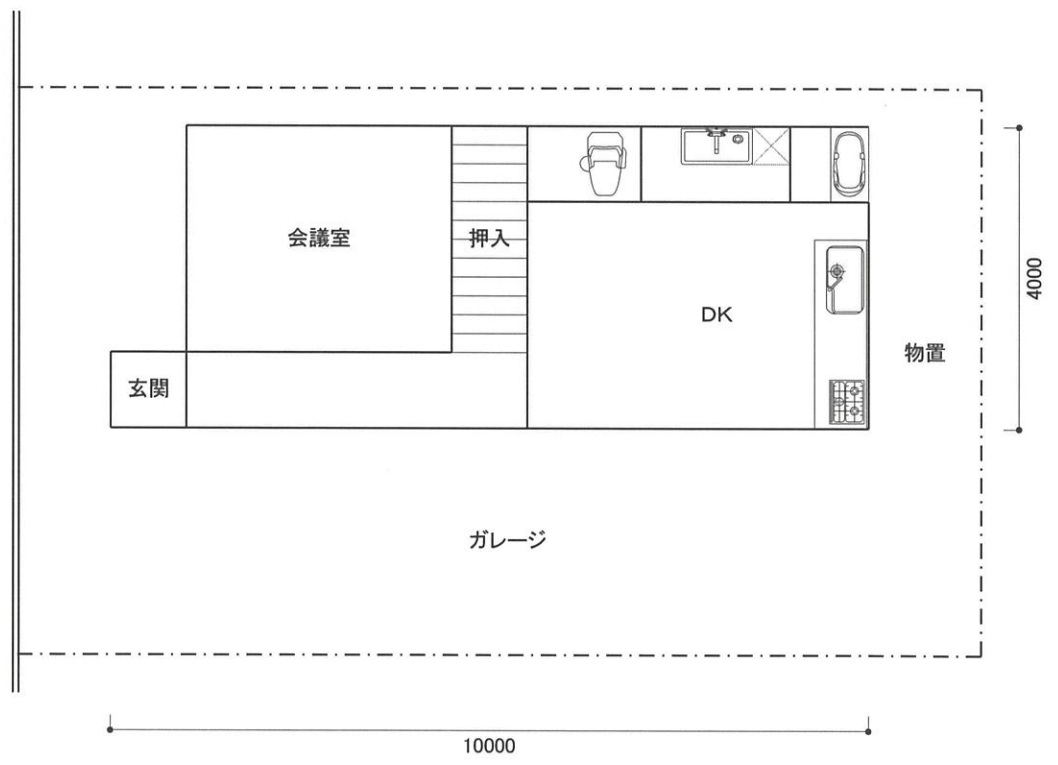


営業所

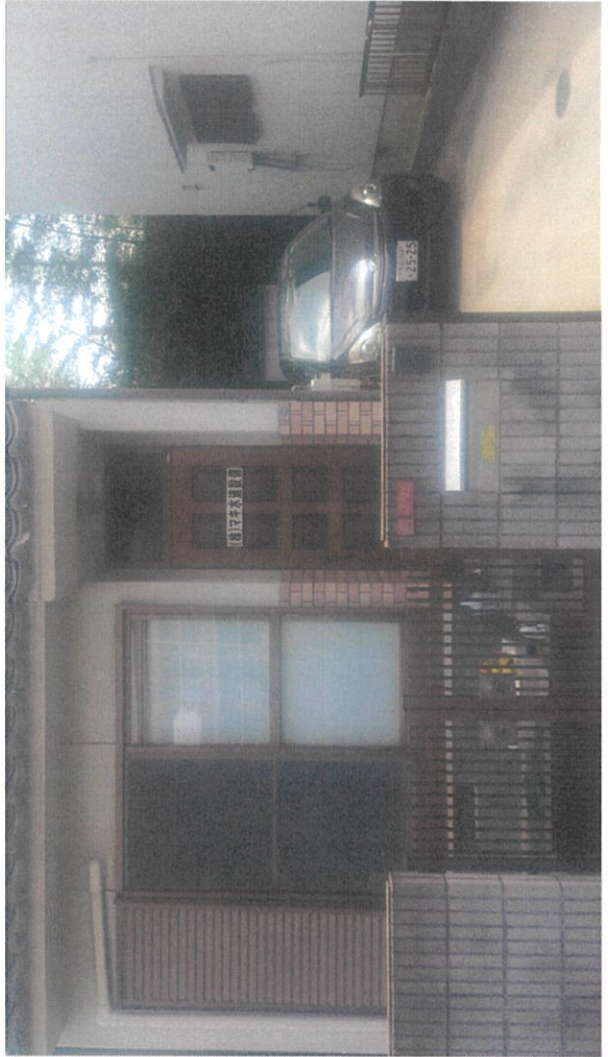
小野

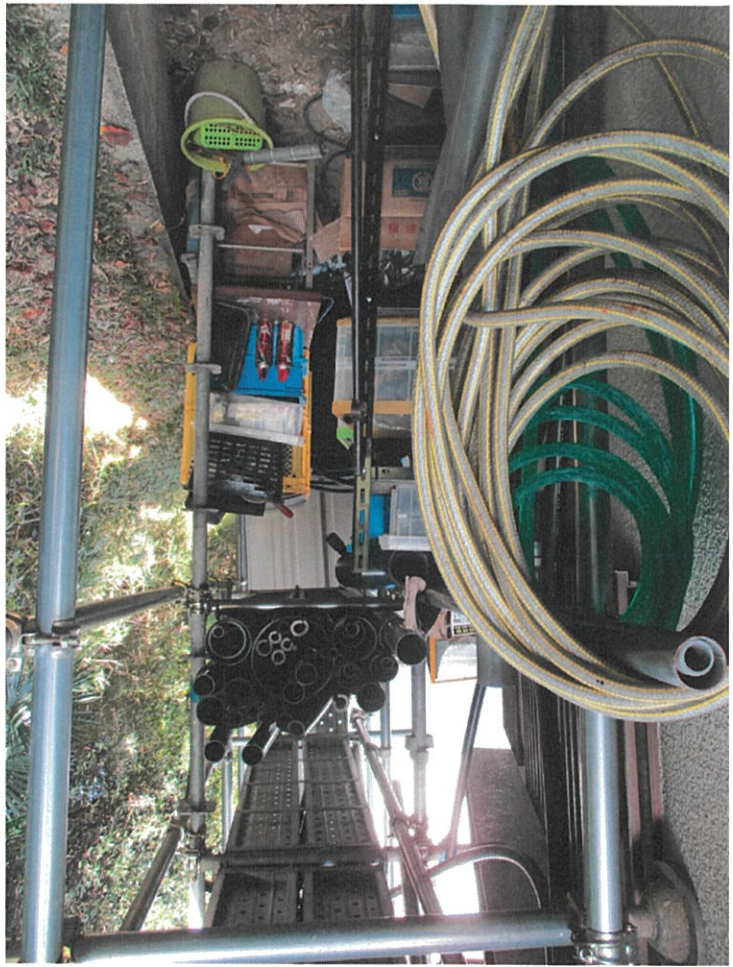


2階平面図



1階平面図





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

フリガナ
 申請者 氏名又は名称 株式会社 マキ水道設備
 住所 寝屋川市池田北町24-1-1408
 フリガナ シギハラ
 代表者氏名 代表取締役 嶋原 まき
 電話番号 072-396-3530
 FAX番号 072-396-3502
 メールアドレス makisuidou@iris.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者
寝屋川市池田北町24-1-1408
株式会社マキ水道設備
代表取締役 鳴原 まき



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 マキ水道設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
繁富 和夫	173789	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一七三七八九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 繁 富 和 夫

昭和三十一年六月二十四日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年一月二十五日

厚生大臣 丹羽 雄 哉

